

## 高知地方裁判所委員会（第30回）議事概要

### 1 日時

平成31年1月29日（火）午後3時から午後5時まで

### 2 場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）石井寛也，大谷英二，岡本佐代子，高松清之，長山育男，根岸幸弘，  
畠中智子，半田靖史（委員長），久直史，山崎真人，山田裕文（敬称略。  
五十音順）

（事務担当者等）事務局長，民事首席書記官，刑事首席書記官，総務課長，刑  
事訟廷管理官，総務課課長補佐

### 4 テーマ

裁判員の参加を得やすくするための環境整備について

### 5 議事

#### (1) 委員意見に基づく裁判所の取組状況等の報告

総務課長から，第29回高知地方・家庭裁判所合同委員会における委員意見を踏まえて，裁判所が取り組んだ状況を報告した。

#### (2) テーマに関する説明

刑事訟廷管理官から別添のパワーポイント資料を用いて，裁判員制度の運用状況及び裁判員等の不安や負担に対する配慮について説明した。続いて，総務課長から裁判員制度10周年に向けた広報活動の取組状況について説明した。

#### (3) 意見交換（委員長は◎，委員（裁判所委員を除く）は○，裁判所委員は●，事務担当者等は■で表示する。）

◎ 辞退率の増加という現象をどう捉えるのか，理由についてどのようなことが考えられるのかについて，御意見を伺いたいと思います。辞退率が上昇す

るということは、興味がある人が来てくれてその中から選ばれるという可能性が高まるといえます。裁判員経験者に対するアンケート結果をみても、初期の頃は、裁判員になる前の気持ちとして、やりたくなかったという人の割合が少なくありませんでしたが、若干ではありますが、それが減ってきて、やってみたいと思っていたという人の割合が増えてきています。いろいろな方の意見を裁判に反映させるという本来の目的から考えるとどうなのか、皆様の御意見をお聞かせください。

- 先ほど、「ある事件の選任状況」についての説明を聞き、このようなプロセスで行われていることを初めて知りました。選定候補者120名と決められて、呼出しがされ、選定されるという流れを聞いていると、言葉は悪いですが、「お上からの呼出し」という感覚がして、上から目線というのを感じました。

逆に、裁判員になりたい人を登録する仕組みはあるのでしょうか。

- 裁判員名簿の登録は、衆議院議員の選挙権を有する人の中からくじで選ぶという仕組みになっていますので、やりたい人が手を挙げて登録するという制度にはなっていません。
- 結果としてやりたい人しか残らないのであれば、最初からやりたい人を募った方が早いのではないかと感じました。先ほど説明のあった裁判員制度を導入した目的からすれば、司法を学んでいる人、裁判に関心のある人や社会の役に立ちたいというような様々な動機で裁判員をやってもいいという人を受け付けた方が早いのではないかと率直に感じました。
- パワーポイント資料についての感想ですが、文字が小さいですし、もっと図やグラフを使った方がよいと感じます。タイトルも「裁判員の参加を得やすくするための環境整備について」ではなく、説明内容に合わせて「裁判員制度の現状と課題」とした方がよいのではないかと思います。

先ほど「ある事件の選任状況」について説明がありましたが、この人数は

高知地裁のものでしょうか。

- はい、高知地裁におけるある一つの事件での人数になります。
- 抽出方法は、選挙人名簿から無作為抽出でしょうか。
- 選挙管理委員会は無作為抽出です。
- 選定候補者の員数120名中、29名を呼び出さないのはなぜですか。
- 裁判員名簿に登載された際に、登載された旨のお知らせとともに調査票を送ります。その中で裁判員になれない職業に就いている方、70歳以上の方、学生の方、過去に裁判員に選任されたことがある方がいればその旨を、さらに、年間最大2か月ですが繁忙月があればその旨を回答していただきます。120名の中にそのような方がいれば、その方を除いて呼出状を送付することになります。
- 質問票の回答を実際にやってみたのですが、多くの方は仕事上の理由というところになるのではないかと感じました。この仕事上の理由で辞退が認められるのはどの程度の割合なのでしょうか。
- 辞退理由の中での事業における重要な用務の割合は、全国で29.7パーセントとなっています。
- 法定の辞退事由になりますので、辞退を認めるかどうかは裁判事項であり、裁判官が記載内容をみて個別に判断することになります。
- ◎ 弁護側の10年間の総括としてはどのような感じなのでしょうか。
- 従前に比べると、市民の方の感覚が取り入れられるようになっているのではないかと感じています。抽象的な表現にはなりますが、市民の方の感覚として、謙虚に受け止めるべきものであると考えています。
- ◎ 辞退率上昇の理由として、雇用情勢の変化、審理日数の増加、関心の低下などが検討対象になっていますが、この点について感想をお聞かせください。
- 裁判員制度ができた頃は、裁判員裁判の在り方をめぐって数々の報道がなされ、非常に関心も高かったと思います。しかしながら、裁判員裁判の件数

が少ないため、制度そのものが国民にあまり浸透していないのではないかと感じます。裁判員経験者の否定的な意見は伝えられますが、肯定的な意見が伝えられる機会は少ないのではないかと感じます。私は裁判員に関心があるので、機会があればやってみたいと思っていますが、なかなか当たりません。

周囲をみても、実際に裁判員を経験したという人がいるわけではありせんし、もう少し裁判員裁判を身近に感じさせるものがなければならぬのではないかと思います。

裁判所は、国民にとってはとても遠い世界で、できれば関わりたくないと誰もが思っています。様々な裁判員裁判の広報活動を通じて私が感じるのは、「裁判所のレベルに国民の皆様上がってきてください。」というように情報が流されているのではないかとということです。もう少し裁判所の方から一般国民に近づく努力が必要なのではないでしょうか。法廷内映像の撮影に関しても、日本では30年前から1ミリも進んでいないと感じます。欧米の裁判では、被告人がカメラの前で自分の主張を繰り広げることもあり、これが一般の人が裁判を身近に感じる一つのきっかけになるのではないのでしょうか。裁判そのものがより身近に感じることができるよう工夫があればいいと思います。身の回りでよく起こる、例えば交通事故の事件のようなものであれば興味を持てるのではないかと感じます。そのような身近な事件を傍聴したり、裁判員裁判で経験することも方策の一つではないかと考えました。

- ◎ 他に辞退率の変化に関して感じていることがあればお聞かせください。
- いろんな考えを持っている人がいるので、裁判員の定員ぎりぎりしか残らないのは問題だと思いますが、裁判員選任のくじに残った員数として定員の3、4倍程度の人数が残っているのであれば、よいのではないかと思います。
- 選定候補者の員数は、事件の規模、審理日数、辞退の確率等を考慮して、事件ごとに予測をもとに定めています。辞退が多く出てしまっって裁判員候補者の人数が少なくなりすぎた場合は、追加で選定することもあります。辞退

率が上昇すればするほど、選定数も増えることとなります。

- 先ほどの「ある事件の選任状況」の中で、辞退率の分母はどのような数字になりますか。
- 選定候補者120名が分母になり、呼び出さない措置をとった候補者29名のうちの辞退申出によって呼び出さない措置がされた人数、事前質問票の回答票により辞退を許可した候補者41名、当日に辞退理由該当により不選任決定された候補者3名を足したものが分子となります。
- ◎ 先ほど、経験者を増やすためにはより軽微な犯罪を対象事件として増やしてはどうかとの意見がありましたが、重大な事件に絞るというところで裁判員裁判の制度設計においてどのような議論があったのでしょうか。
- より軽微な事件を対象とすると国民の負担が増えてきますし、重大事件の方が国民の関心が高いという関係であったと思います。
- ◎ 初めて導入する大きな制度ということで、国民の方からどの程度参加していただけるか分からない、裁判所、検察庁、弁護士会にとっても新しい冒険という状況において、国民にとって非常に関心の高い重大事件についての刑事裁判を選んだということだと思います。諸外国も同様の傾向にあります。
- ◎ 審理日数に関し、仕事の現場の方からすると、「10日間裁判所に来てください。」となるのはいかがでしょうか。
- 世間一般でいわれているとおり、今は人手不足が本当にひどい状況なので、本社の幹部職員が10日間抜けるとなるとかなり厳しい状態です。仕事で休みにくいという状況はこれからますます強くなっていくと思います。先ほどの説明で課題として挙げてあったことは、ほぼ当てはまると感じました。高齢化も進んでいくので、手を打つのもなかなかできないのではないかと思います。分母である選定数を増やすということはされているようなので、それに沿ってやっていくしかないだろうし、裁判員の定員ぎりぎりでもないのであれば問題にならないのではないかと感じます。

◎ 裁判所も、写真などについては、刺激的なものを回避するという工夫をしております。裁判員の心理的、精神的負担ということに関し、どのように感じていらっしゃいますか。

○ 人間というものは、見えないものに対する恐怖心、ストレスというのが大きいです。そういう意味では、裁判員裁判というのはこういうものだというところをもっと広く知ってもらおうこと、そして、こんな工夫をしていますよというところを伝えることから始めざるを得ないのではないかと思います。そうはいっても、先ほどの説明のように、不安や負担に対する配慮の説明として、メンタルヘルスサポートがあります、接触事案の発生に備えて警備態勢をとりますという話が出てくると、これは逆効果であると感じました。国民の間に浸透させるという意味では、少し軽い事件からやってみるという工夫もあるのかなと思います。一番心理的に抵抗が大きいのは、暴力団関係の事件です。被告人のバックに大きな組織があるというのは、傍聴にも来るでしょうし、圧力を感じる場所です。裁判員はマジックミラーの中にあることができるのであれば、もう少し安心できるのではないのでしょうか。

自分が関わる事件がどのような事件かという情報は、どの段階で示されるのでしょうか。

● 呼出しを受けた段階ではまだ分かりません。裁判所に来ていただいて、選任手続に出席された方に対し、どのような事件であるかを説明をすることになります。

◎ 強烈的な暴力団関係の事件については、裁判員裁判から外すことも可能になっておりまして、現に裁判官だけで行うという事案も出てきています。ただし、暴力団のメンバーが犯罪をしたというだけでは外していないというのが現状です。

○ 皆さんがおっしゃられたように、重大な殺人事件だけではなく、もっと軽微な事件で裁判員制度があればもっと裾野が広がると思います。私は、今回

の委員会があることで、久しぶりにこの制度のことを思い出しました。たいいていの方はそうだと思いますが、普段は気に留めていません。もう少し、裁判員のドラマや裁判員のゲームがあるなど、とっつきやすいところで足がかりがあればいいかなと思います。

◎ 先ほど、刺激の強い、ストレスを与えるような証拠は控えるということを申し上げましたが、全てがそうもいかないという事情もあると聞いています。これについて検察官の方はどうお考えでしょうか。

○ 事件の実態を裁判官や裁判員に伝えるには、できれば真相をそのまま見せた方がいいのではないかという考えはあるものの、裁判員の精神的負担を十分に考慮しなければならないということも考え、真に不可欠な場合になるべく限定しようという考えで対応しています。刺激的証拠については、裁判所の示唆も踏まえて必要性を吟味しているところです。

◎ 先ほど裁判員制度10周年に向けた広報企画について御紹介しましたが、裁判所は社会に対してどのようにアピールしていけばよいのかという点につき、何かアドバイスをいただけないでしょうか。

○ アドバイスになるかどうか分かりませんが、裁判ものの映画やドラマの関心はすごく高いです。例えば、ドラマの原作者、演出家、脚本家といった方々と実際の裁判の現場にいる方とのトークショーがあれば聞きに行きたいと思います。身近なドラマや映画などから、裁判所というものをもっと分かりやすくするようなイベントがあれば、関心は高まるのではないかと思います。

○ 広報のツールはこれから変わるだろうと思っています。では何がいいかというと分かりませんが、もう少し違うツールをきちんと考えていかざるを得ないのかなと感じています。

◎ 本日は、貴重な御意見、御提言をたくさんいただき、ありがとうございました。

## 6 次回開催予定

(1) 開催日

7月11日(木)

(2) テーマ

裁判所の手続案内について

(3) 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

(4) 地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の合同開催

# 裁判員の参加を得やすくする ための環境整備について

高知地方裁判所

2019/1/29

## 1 はじめに

### 裁判員制度とは

- ▶ 国民が、地方裁判所で行われる刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合はどのような刑にするかを裁判官と一緒に決める制度
- ▶ 一般的には裁判員6人と裁判官3人が合議体を構成する。
- ▶ 裁判に国民の視点・感覚を反映させることが、司法に対する国民の理解の増進と信頼の向上に資するとして導入された。

2019/1/29

## 2 裁判員制度の運用状況について

### これまでの実績

- ▶ 制度施行から約10年間で全国で1万件以上の裁判員裁判が実施され、8万人以上が裁判員等として刑事裁判に参加
- ▶ 高知地裁では、60人の被告人に判決が言い渡され、約480人の方が裁判員等として参加（平成30年12月28日現在の概数）
- ▶ 「裁判所や司法の身近さ」「裁判の手続きや内容の分かりやすさ」について、国民の印象が好転

2019/1/29

### 裁判員経験者に対するアンケート結果 （平成29年度）

- ▶ 選任前
  - ・積極的にやってみたいと思っていた
  - ・やってみたいと思っていた
 } 37%
- ▶ 経験後
  - ・非常によい経験と感じた
  - ・よい経験と感じた
 } 96.3%

2019/1/29

## ある事件の選任状況（平成29年）

▶ 選定候補者の員数	120名
▶ 調査票の回答等により呼び出さない措置をとった候補者の員数	29名
▶ 呼出状を送付した候補者の員数	91名
▶ 事前質問票の回答により辞退を許可した候補者等の員数	41名
▶ 呼出状が到達しなかった候補者の員数	6名
▶ 出席が求められる員数	44名
▶ 出席した員数	28名
▶ 辞退理由該当により不選任決定された員数	3名
▶ 理由なし不選任決定された員数	4名
▶ 裁判員選任のくじに残った員数	21名
▶ 裁判員6名，補充裁判員2名の選任	(いずれも概数)

2019/1/29

## 裁判員候補者の辞退率

### ▶ 裁判員候補者の辞退率

平成29年

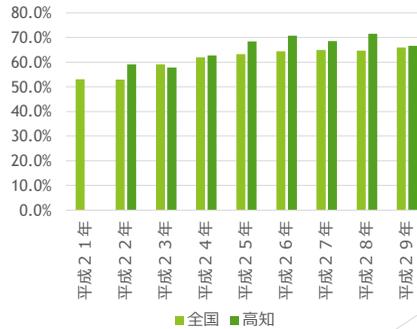
全国 66.0%

高知 66.6%

### ▶ 主な辞退理由

- ・ 事業における重要な用務
- ・ 70歳以上
- ・ 重い疾病，傷害
- ・ 介護，養育
- ・ 身体，精神，経済上の重大な不利益

辞退率



2019/1/29

## 裁判員候補者の出席率

### ▶ 裁判員候補者の出席率

平成29年

全国 63.9%

高知 54.7% (概数)



## 裁判員候補者の辞退率の上昇・出席率の低下 (課題)

### ▶ 原因分析 (平成29年3月・(株)NTTデータ研究所)

- 1 審理予定日数の増加傾向  
辞退率上昇・出席率低下に寄与している可能性が高い。
- 2 雇用情勢の変化  
人手不足・非正規雇用の増加等 (参加意欲・参加可能性が低い傾向)  
辞退率上昇に寄与している可能性が高い。出席率低下に寄与している可能性も否定できない。
- 3 高齢化の進展  
辞退率上昇に寄与している可能性が高い。
- 4 裁判員裁判に対する国民の関心の低下  
国民の関心が低下し、参加意欲・参加可能性にも影響を与えている (アンケート結果)。  
関心の低下はうかがえるものの、参加意欲に目立った変化はない (裁判員制度の運用に関する意識調査)。  
辞退率上昇・出席率低下に寄与している可能性は否定できない。

2019/1/29

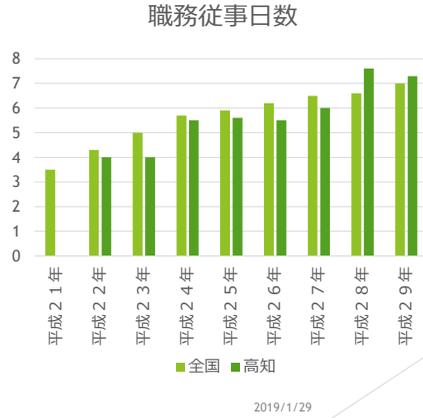
## 裁判員等の職務従事日数

- ▶ 裁判員等の職務従事日数  
選任手続や公判，評議等のために裁判所に出席した日数

平成29年

全国 7.0日

高知 7.3日（概数）



2019/1/29

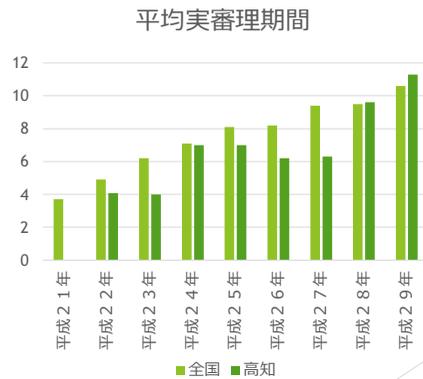
## 平均実審理期間

- ▶ 平均実審理期間（日）  
第1回公判から終局までの期間

平成29年

全国 10.6日

高知 11.3日（概数）



2019/1/29

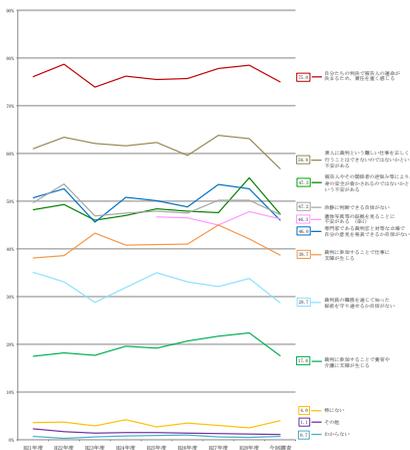
### 3 裁判員等選任手続における運用上の工夫について

- ▶ 職務従事日数の短縮化  
事案の内容、争点及び証拠の量により、一定の日数を要するものがある。
- ▶ 個別事件の裁判員候補者への呼出状に同封する資料の見直し  
勤務先に対する協力依頼書面の追加
- ▶ 呼出状の再送達  
郵便の留置期間経過で返送された裁判員候補者への再度の郵送
- ▶ 事前質問票の返送依頼  
事前質問票の回答期限を過ぎた裁判員候補者への返送依頼書面の郵送

2019/1/29

### 裁判に参加する場合の心配や支障となるもの

Q9 【回答第9】 あなたが刑事裁判に参加するとした場合、あなたにとって心配や支障となるものはどれですか。当てはまるものを、次の中からすべてあげてください。(M.A.)



- ▶ 自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる。75.0%
- ▶ 素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある。56.8%
- ▶ 被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかと不安がある。47.3%
- ▶ 冷静に判断できる自信がない。47.2%
- ▶ 遺体写真等の証拠を見ることに不安がある。46.3%
- ▶ 裁判に参加することで仕事に支障が生じる。38.7%
- ▶ 裁判に参加することで養育や介護に支障がある。17.6%

2019/1/29

## 4 裁判員等の不安や負担に対する配慮 について

- ▶ 障害を持つ裁判員等のためのサポート
  - 障害を持つ方の要望の把握（案内文書の送付）
- ▶ 一時保育サービスを受けることができる保育施設の紹介
  - 裁判所周辺の保育施設の紹介
- ▶ 裁判員等の精神的負担への配慮
  - 裁判員メンタルヘルスサポートの紹介
  - 証拠調べの工夫，評議での説明
- ▶ 裁判員等への安全確保
  - 裁判員等への接触禁止の告知
  - 接触事案の発生に備えた体制の整備

2019/1/29